



労働時間不足による賃金未払い発生!! 賃金の未払いも あいまいな処理も許しません

申6号・新潟運輸区B1246行路の酒田場面における労働時間不足に関する申し入れ 回交日程決定

東日本ユニオン新潟地本は申6号で、今年3月のダイヤ改正から運用されている新潟運輸区B1246行路の5M酒田駅入換場面において必要な労働時間が付与されていなかったことで生じた未払い分の賃金の支払いを求めています。

賃金の未払いは労働基準法で禁じていて、罰則も科せられる違法行為です。コンプライアンスを重視するJR東日本において、違法状態が労働組合の指摘まで続いていた原因も明らかにして、二度と発生させないことが重要です。

ダイヤ改正以降、違法な状態が指摘されるまで継続していた!

当該者にだけ説明してコソコソと処理するのが健全な会社の姿なのか?

この間の団体交渉で支社側は、乗務員行路に関して「労働時間は厳密に管理しているので会社を信用して欲しい」と主張してきました。しかし、今回の事象に対して会社側は、

- 会社は、組合が労働時間不足を指摘するまで、労働時間を改めようとしなかった
- 会社は、組合が未払い賃金の支払いを求めるまで、支払おうとはしなかった
- 会社は、関係する社員にだけ説明して精算処理しようとしている。

この姿勢を信用できますか? 正当な賃金が支払われていると自信を持って言えますか?

社員の皆さん注目です! 10月26日13時より団体交渉開催!

いま会社は、労働時間の誤り、賃金未払いの発生という重大な失敗を対象の社員だけに説明し、全社員には明らかにせずにコソコソと済ませようとしています。

私たち東日本ユニオンは申6号の団体交渉を通じて、未払い賃金の支払いを求めるとともに、原因と対策を明らかにしていきます!



東日本ユニオンは労働条件・労働条件に妥協しません 会社をチェックし正すことができる労働組合に相談を!